破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３６１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3483番地13木村アパート６号、旧住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3483番地16　木村アパート６号（旧住所）埼玉県児玉郡上里町大字七本木3663番地３
破産者　丸山　和也
１　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで
２　一般調査期日　平成29年４月26日午前10時
平成29年２月22日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０５８号
愛知県東海市荒尾町水深38番地の１
破産者　大堀　仁平
１　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで
２　一般調査期日　平成29年５月18日午後１時40分
平成29年２月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１７５号
大阪府守口市金田町５丁目10番４号
破産者　早野　裕治
１　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで
２　一般調査期日　平成29年４月24日午後２時30分
平成29年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６号
鹿児島県日置市吹上町花熟里1662番地
破産者　下野　正一
１　破産債権の届出期間　平成29年３月24日まで
２　一般調査期日　平成29年４月20日午前11時
平成29年２月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８１１号
さいたま市北区日進町１丁目９番地１　ＶＡ大宮912号、住民票上の住所さいたま市大宮区高鼻町２丁目69番地18
破産者　鯰江　聖二
１　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
２　一般調査期日　平成29年６月６日午前10時15分
平成29年２月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８０１号
大阪府東大阪市横小路町３丁目３番26号　レオパレスサンガ107号
破産者　田中　光男
１　破産債権の届出期間　平成29年４月３日まで
２　一般調査期日　平成29年６月26日午後２時30分
平成29年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２号
京都府京丹後市久美浜町大井５番地の１
破産者　橋本　　守
１　破産債権の届出期間　平成29年４月５日まで
２　一般調査期日　平成29年５月16日午後１時30分
平成29年２月22日　京都地方裁判所宮津支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１号
北海道滝川市流通団地２丁目３番18号
清算株式会社　ＴＫ管財株式会社
代表清算人　高木　久継
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２９年（ヒ）第２号
北海道滝川市流通団地２丁目３番18号
清算株式会社　ＴＫ企画株式会社
代表清算人　高木　久継
１　決定年月日　平成29年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２９年（ヒ）第１号
愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り301番地
清算株式会社　株式会社ロンマキシム
代表清算人　山口　結花
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３５号
さいたま市浦和区元町２丁目37番３号元町フラット202
清算株式会社　ソウトウ商事株式会社
代表清算人　草野　　正
１　決定年月日　平成29年２月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（ヒ）第３０２８号
大阪府東大阪市四条町12番８号
清算株式会社　株式会社ロブメディカル
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３０２４号
大阪市中央区谷町６丁目１番19―601号
清算株式会社　株式会社ＴＣ整理会社
１　決定年月日　平成29年２月22日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権の確定
⑴　債権者数　６名
⑵　協定債権総額　次項に定める一般債権合計310,884,448円及びこれに関して発生した利息、遅延損害金（大阪信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権を含む）
２　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、平成28年１月21日以降発生する利息、遅延損害金に該当しないものをいい、別表「一般債権額」欄記載のものをいう。但し、大阪信用保証協会の一般債権は、同協会が株式会社関西アーバン銀行及び株式会社三井住友銀行に対する代位弁済により取得した求償権のうち、元本部分の代位弁済額に相当する額(173,116,509円)とする。
３　弁済の方法及び権利の変更（別表参照）
⑴　配当対象額の確定
清算株式会社は、別表「債権者名」欄記載の各協定債権者（以下、併せて「本件協定債権者」という）に対し、同表「一般債権額」欄記載の一般債権の24.5630749596069％に相当する（但し、１円未満を切り捨てる）同表「配当額」欄記載の額を配当額として確定する。
⑵　相殺処理
清算株式会社は、本件協定債権者のうち、別表「相殺額」欄記載の金額の記載のある本件協定債権者に対しては、同欄記載の債権を有することから、その債権額と本件協定債権者に対する当該配当額部分を、本協定の認可の決定が確定した日において、その対当額で相殺する。
⑶　相殺後の残余配当対象額の弁済及びその方法
清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本項⑵によって相殺された残額である別表「弁済額」欄記載の弁済額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑷　残額の免除及びその時期
本件協定債権者は、本項⑶の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
⑸　弁済に関するその他事項
弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の預金口座への振込送金を文書で求めたときは、当該預金口座に振込送金する方法で弁済する。なお、この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　残余財産判明時の処理等
第３項による弁済の後に、清算株式会社に残余財産があることが判明した場合は、清算株式会社は、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、一般債権額（別表「一般債権額」欄記載の金額）の割合に応じて弁済する。この場合、本件協定債権者が前項⑷の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１号
千葉県茂原市大芝162番地14
再生債務者　渡邊　真住
１　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月28日から平成29年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係